

見附市教育委員会告示第 2 5 号

見附市保育所等施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 6 日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市保育所等施設整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市保育所等施設整備事業補助金交付要綱（平成 2 9 年見附市教育委員会告示第 1 3 号）の一部を次のように改正する

第 2 条第 1 項各号を次のように改める。

- （1） 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和 5 年 8 月 2 2 日付けこ成事第 4 6 6 号こども家庭庁長官通知別紙。以下「就学前教育・保育施設整備交付金要綱」という。） 3 に規定する事業
- （2） 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（令和 5 年 8 月 2 2 日付けこ成事第 3 7 0 号こども家庭庁長官通知別紙。以下「次世代育成支援対策施設整備交付金要綱」という。） 3 に規定する事業
- （3） 子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱（令和 5 年 8 月 2 2 日付けこ成事第 4 5 3 号こども家庭庁長官通知別紙。以下「子・子支援施設整備交付金要綱」という。） 第 5 条に規定する事業

第 3 条第 1 号中「保育所等交付金要綱」を「就学前教育・保育施設整備交付金要綱」に改め、同条第 2 号中「認定こども園交付金要領別紙 1 の 4 及び別紙 2 の 4 及び別紙 3 の 4 に」を「次世代育成支援対策施設整備交付金要綱別表 1 － 1 から別表 1 － 4 までに」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- （3） 前条第 3 号に掲げる事業 子ども・子支援施設整備交付金要綱別表 1 から別表 4 までに定める対象経費

第 4 条第 1 項中「国」の次に「及び県」を加える。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市保育所等施設整備事業補助金交付要綱の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。